

## 台風 19 号被災学生に対する 日本学生支援機構「JASSO 支援金」の申請について

日本学生支援機構（JASSO）では、今回の自然災害等により、学生本人や留学生の皆さんが通学のために居住する住宅が、半壊もしくは床上浸水以上の被害を受けた場合、支援金（10 万円）を支給しています。（返還する必要はありません。）

つきましては、下記期間中に申請書類を提出してください。なお、学生課窓口での混雑を防ぐため受付期間を定めておりますので、期間内に提出するようご協力をお願いします。

※期日までに申請できない場合は、学生課までご相談ください。

### 記

#### 1 提出書類

- ①申請書
- ②罹災証明書
- ③通帳のコピー

#### 2 支給額

10 万円（返還不要）

#### 3 受付期間

- ①令和元年 11 月 28 日（木）12:15～12:50／16:30～17:00
- ②令和元年 11 月 29 日（金）12:15～12:50／16:30～17:00

#### 4 受付場所

1 号館 111 教室

以 上